

● 個人事業税

災害等により、事業用資産(店舗、工場、建物、機械設備、商品等)や住宅・家財等に損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて減免されます。

ただし、資産の損害金額(保険金や損害賠償金等で補填された金額を除きます。)が、合計所得金額[※]の20%を超えている場合に限りです。

※「合計所得金額」とは、事業所得・不動産所得・雑所得のほか、給与所得や退職所得等を合算した、青色申告特別控除前の金額をいいます。

● 不動産取得税

災害等により、滅失または損壊した不動産(土地・家屋)については、次のような場合にその被災の程度に応じて減免されます。ただし、土地については崖崩れ、地滑り等により現に地積が減じたことが認められる場合に限りです。

- (1) 取得した不動産が、その不動産取得税の納期限までに災害等により滅失または損壊した場合(取得した不動産を災害等の時まで譲渡していた場合は除きます。)
- (2) 災害等により滅失または損壊した不動産に代わる不動産を災害等後3年以内に取得した場合(上記(1)により既に不動産取得税が減免された場合は除きます。)

● 軽油引取税

災害等により、保有する未課税又は免税軽油が流出等の損害を受けた場合に減免されません。

● 自動車税種別割

災害等により、自動車不能使用となり、解体した場合、消防署又は区市町村の発行する「り災に関する証明書」(り災した自動車の登録番号等が記載されていること)及び自動車を解体した日の確認ができる書類(解体証明書等)を添えて、事故車申立をすると、り災日の翌月分から自動車税種別割が減額されます。

※ 個人の都民税

市町村が市町村民税を減免した場合、個人の都民税についても、同じ割合で減免されません。減免手続き等の詳細につきましては、市役所・町村役場へお問い合わせください。